

陸揚貨物

檢量料金表



一般社団法人 全沖繩檢数協会

検 量 料 金 表（陸揚貨物）

I. 適 用 範 囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

(1). 陸揚貨物

(1 トンにつき/単位：円)

品 目			金 額	
一 般 貨 物			216.20	
特 定 貨 物	元 地 袋 入	穀 類	249.60	
		ふすま・魚粉等	375.00	
		撒揚袋詰め殻飼類	191.00	
	棉 花 類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの	592.80	
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	333.20	
	冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		417.00	
	銑 鉄		136.20	
	鉄屑・非鉄金属鉱石		161.80	
	木 材	水 面 貨 物	南洋材	189.20
			米材・ニュージーランド材・チリー材	242.10
北洋材			323.40	
陸 上 貨 物		南洋材	301.00	
		米材・ニュージーランド材・チリー材	321.90	
		北洋材	374.70	
撒 揚 貨 物	殻飼類・砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	165.10	
		ホップスケールによる場合	73.70	

(注) 殻飼類（撒）で時間当たり、公称作業能力が400トン以上の吸揚機による吸揚作業に係るものについては、1トンにつき65.80円を基本料金とします。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と荷姿・取扱数量等が類似した貨物がある場合には当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

◇長期大量割引

同一委託者から同一貨物の引受において、次のいずれかの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引きます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間の2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回あたりの取扱量が3,000トンを超えること

ただし、陸揚検量における撒貨物については、本割引制度の適用から除きます。

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき/単位:円)

昼 夜 区 分	金 額
昼 間 (08時30分から 16時30分まで)	3,339
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	5,193

本料金は、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 検量証明書発行手数料

本料金は、検量証明書を発行する場合に適用します。

- (1) 陸揚貨物検量証明書については、4通目から1枚につき343円を申し受けます。

6. 検量明細書発行手数料

本料金は、検量明細書を発行する場合に適用します。

検量証明書については、1枚につき343円を申し受けます。

7. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 40 銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 35 銭

8. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量又は容積のいずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

10. その他

- (1) 特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金の他に委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

附則

*平成18年5月15日の法律改正に伴い届出料金に移行

*この料金表は、令和6年4月1日から施行する。

陸揚貨物検量別掲料金

1. 出張料金

検量申込者の要請により事業所所在地の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

- (1) 宿泊を要する地方出張の場合（1口につき）
 - 出発及び帰着の日は、それぞれ 10,780 円
 - ただし、往路及び帰路に要する日数のうち
 - 上記以外の日に対しては毎1日につき 21,450 円
- (2) 隣接地及び日帰り地方出張の場合（1口につき）
 - 毎1日につき 10,780 円

2. 旅 費

出張して検量を行った場合はつぎのとおり旅費を申し受けます。

- 宿泊料（日当を含む） 1日につき 18,700 円
- 交通費 乗車賃 片道100キロメートル未満 普通料金
- 片道100キロメートル以上 グリーン料金又は1等料金
- 特急、急行を利用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。
- 乗船賃 グリーン料金又は1等料金
- 舟車賃 実 費

3. 特に手数を要するか又は甚だしく能率不能な貨物の検量については実費として55,000円以上を申し受けます。

(備考)

※本表Ⅱ-3項の割引料金の適用方について

- (1) 「同一貨物」とは、本料金表（Ⅱ-1）の品目区分によります。
- (2) 「1か月間に2回以上の反復継続」とは、同一陸揚港を基準とします。
- (3) 「1回当たりの取扱量が3,000トンを超えること」とは、一港一船一作業場所を単位とし、かつ同一貨物を基準とします。